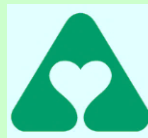


エイド通信

Nº216



2024年11月1日 発行

【目次】

- ◆ 「ニューエブリ」の募集が始まります!!
- ◆ 自動車保険「記名被保険者」の設定について（その1）
- ◆ 自動車保険 それ！『他車運転特約』が使えます!!

東京都人材支援事業団指定幹事損害保険代理店



東京エイドセンター

現職でも 退職後でも 安心のサポート

TEL 0120-518-810

(受付:平日 9:00~17:00)

〒163-0943 東京都新宿区西新宿 2-3-1
新宿モリス 16 階



(一財) 東京都人材支援事業団

「ニューエブリ」の募集が始まります!!

6 月定期募集に間に合わなかった方はお申し込みのチャンスです!

※今回お申し込みができるのはニューエブリに加入していない方の新規申込みです。

「ニューエブリ」(団体損害保険)は、日常生活における様々なリスクを4つの安心(傷害保険、医療保険、療養給付保険、長期療養給付保険)でカバーします。
人材支援事業団会員約 14.5 万人のスケールメリットをいかした割安な保険料が魅力です。

募集期間 令和6年11月1日(金)~11月29日(金)

保険期間 令和7年2月1日午前0時~令和7年10月1日午後4時

改善ポイント!

傷害保険

医療保険

(東京海上日動)

療養給付保険

ホールインワン
特約

注目1

優良割引を拡大します!

傷害保険、医療保険(東京海上日動)、療養給付保険、ホールインワン特約について、優良割引を15%に拡大します。保険料が変更になっておりますのでご確認ください。

※医療保険については、東京海上日動のみの変更となりますのでご注意ください。

注目2

傷害保険

個人賠償責任補償の補償を拡大します!

受託品賠償の補償対象にノートパソコン・タブレット端末等を追加します。

※業務用に職場から貸与されている物は対象外となります。

<事故例>お子様が、小学校から貸与されているタブレット端末を誤って壊してしまった。

注目3

医療保険

ご加入できる年齢を引き上げます!

- 新規加入 : 満79歳まで
 - 継続加入・補償アップ : 満89歳まで
- ※各5歳引上げ

傷害保険

(団体総合生活保険)

最大46%割安

自分のケガ(傷害保険)はもちろん、自転車事故などで相手にケガをさせた場合(個人賠償責任)も補償されます。「自転車保険」の役割をしっかりと果たします。

【特 長】

- 国内外、就労中・外を問わず、**日常生活での急激かつ偶然な、外来の事故**によるケガを補償（**入院、手術、通院、死亡、後遺障害**）します。
- 個人が負った法律上の賠償責任を、**1億円を限度**に補償します。傷害保険のどのコースに加入されても、本人はもちろんご家族も対象に。しかも国内なら**示談交渉サービス**付きです。
今回、さらにお子様が**学校や塾等から貸与されたタブレット端末等**も補償の対象になりました。
- すべてのコースに「**地震補償（天災危険補償特約）**」「**携行品損害**」「**救援者費用等**」がセットされています。

医療保険

東京海上日動 : 団体総合生活保険 約40%割安 (団体割引30%、優良割引15%)
損保ジャパン : 新・団体医療保険 約37%割安 (団体割引30%、優良割引10%)

日本国内外を問わず、病気・ケガによる**入院や手術等**を補償します。

【特 長】

- 健康状態告知の内容を簡素化し、**加入条件を緩和**しています。
- 先進医療を受けたとき**も補償します。
- 何回でも手術**保険金をお支払いします。
(手術の種類によっては、お支払回数に制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。)
- 入院は**1日**から補償、**外来手術**も補償します。
- 今回から、**新規加入は満79歳まで、継続加入（補償アップ含む）は満89歳まで**可能になりました(上限年齢を5歳引き上げました)。



東京海上日動の特長

●成人病入院保険金ありタイプ

三大疾病に加え、**糖尿病、高血圧性疾患等**の場合に入院保険日額が2倍に

●①三大疾病入院一時金②退院後通院保険金特約

①がんと診断確定された場合や、急性心筋こうそく、脳卒中で入院した場合、一時金として100万円を補償 ②退院後の通院を補償

※三大疾病…がん・急性心筋梗塞・脳卒中

損保ジャパンの特長

●手術保険金

入院中の手術・重大手術で、それぞれ入院保険金日額の**20倍、40倍**をお支払い

●がん外来治療保険金支払特約

入院後の通院治療であるかに関わらず、がんの通院治療を補償

*そのほか、こんな保険や特約をご用意しています。

保険の種類	主な特長	割引率
療養給付保険 (団体総合生活保険)	病気やケガにより、仕事ができなくなったときに備える保険 保険金は、就業不能となって8日目から最長1年間お支払い	約40%
長期療養給付保険 (団体総合生活保険)	病気やケガにより長期にわたり、仕事ができなくなったときに備える保険 372日を超えた場合、最長満65歳になるまで保険金をお支払い	30%
ホールインワン特約 (団体総合生活保険)	ホールインワン・アルバトロス達成時の費用に備える保険 傷害保険や上記2つの保険の特約として加入可能	約40%

*このご案内は概要の説明になります。

「ニューエブリ」の詳細については、**Web いぶきの**
「事業団体保険のご案内」または**東京エイド**
センターのホームページをご覧ください。

ニューエブリ

検索

www.newevery.com/

スマホでアクセス



《お問い合わせ先》 トータルサポート保険部 ニューエブリ担当 0120-209-810 newevery@aid-center.co.jp

引受保険会社【幹 事】東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 三井住友海上火災保険株式会社
【非幹事】あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

承認番号：SJ24-08792 承認日：2024/10/10

承認番号：2024年9月作成 24TX-003129

自動車保険「記名被保険者」の設定方法について（その 1）

今月号と来月号の 2 回で、自動車保険の「記名被保険者」の設定方法について、ご説明をさせていただきます。

お客様の状況によっては、現在の保険料をお安くできる可能性がありますので、既に十分ご存知の内容もあると思いますが、是非最後までお読み下さい。

まずは、「記名被保険者の定義」につき、ご説明をします。

「記名被保険者」という用語は、保険では頻繁に出てきますが、定義を正確にご存知でしょうか。「保険契約者」と同じになる場合が多いですが、異なった概念であり、別に定めることができます。

「保険契約者」は、保険契約を締結し、保険料を支払う義務を負う方であり、契約申込書等に署名する場合には、保険契約者本人であることが必要です。

東京都の団体扱自動車保険制度の対象となるためには、東京都職員本人か東京都人材支援事業団の退職会員本人が保険契約者となる必要があります。

保険契約者は、車の所有者でなくても、運転免許を所持していなくても、問題ありません。

一方「記名被保険者」は、保険の補償を受けることができる範囲を決定する中心人物であり、ご契約のお車を「主に使用される方」の中から 1 名を特定して頂きます。「主に使用される方」は、①主たる運転者（運転頻度の高い方）、または、②ご契約のお車の所有者（所有権留保やリースの場合には使用者）、となります。

お車の所有者が最も運転頻度の高い方であった場合には、この方を記名被保険者とする他に選択肢はありませんが、お車の所有者とは別に運転頻度の高い方がいる場合には、運転頻度の高い方を記名被保険者とすることも可能です。

また、明らかに運転頻度の高い方がいるが、所有者が別である場合には、所有者を記名被保険者に設定することも可能です。

記名被保険者を中心に、保険の補償の対象者の範囲、等級継承の可否、年令別料率区分の適用、ゴールド免許割引適用の可否等が決まるため、記名被保険者を誰に設定するかは、重要となります。



次回は、「記名被保険者年令別料率」に関連してご説明を致します。

＜お問い合わせ先＞自動車保険部 0120-972-722(継続・その他担当)0120-615-810(新規担当)

それ！『他車運転特約』が使えます！！

友人の車を借りて運転をしたり、レンタカーを運転して事故に遭った場合、どうしたらよいだろうか、と思ったことはないでしょうか。

現在、ほとんどの自動車保険に「他車運転特約」が自動でセットされていますので、そんな時はこの特約で補償されますのでご紹介いたします。

【他車運転特約の補償される具体的な例】

- ◇ 友人の車を交代で運転しているときに事故を起こした。
- ◇ 同居する子供が友人の車を借りて事故を起こした。
- ◇ 旅行先でレンタカーを運転中に事故を起こした。

このような時、借りたお車をご自身のご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車保険の内容に従い、所定の保険金をお支払いします。

但し、いくつかの注意点がございます。

【他車運転特約の補償対象となる人】

- ◇ 記名被保険者、記名被保険者の配偶者、記名被保険者または配偶者の同居の親族、記名被保険者または配偶者の別居の未婚の子

【他車運転特約の補償対象となるお車】

- ◇ 借用中のお車は自家用8車種であること

【他車運転特約の補償対象とならないお車】

- ◇ 「借用中のお車」には記名被保険者、その配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車は含まれません。

【他車運転特約の補償対象とならない事故の具体例】

- ◇ 借用車の停車中または駐車中に発生した事故
- ◇ 別居の未婚の子が所有する車を、子供自身が運転した時の事故

保険会社によっては、この特約が自動セットされない場合や補償内容が違うケースもございます。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問合せください。



«お問い合わせ先»自動車保険部 0120-972-722(継続・その他担当)0120-615-810(新規担当)